

(仮称) 子どもの権利条例骨子案 (差替え版)

【骨格】

前文

第 1 章 総則

1. 目的
2. ことばの意味
3. 基本的な考え方
4. 大人の役割

第 2 章 子どもにとって大切な権利

1. 安心して生きる権利
2. 自分らしく生きる権利
3. 豊かで健やかに育つ権利
4. 意見を表明し参加する権利
5. 互いの権利の尊重

第 3 章 子どもにやさしいまちづくりの進め方

1. 権利の周知と学習支援
2. 保護者への支援
3. 育ちの支援
4. 虐待等の取組み
5. 子どもの権利保障の検証
6. 子ども委員会議

第 4 章 子どもを守るための仕組み

1. 相談及び救済
2. 子どもの権利擁護委員会の設置など
3. 委員会の仕事
4. 申立てができること
5. 委員会への協力
6. 勧告や要請への対応
7. 勧告や要請などの内容の公表
8. 委員会に関する広報など
9. 相談員

【条例に盛り込む内容の概要】

「前文」

「第 1 章 総則」

1. 目的

この条例は、市民が子どもも大人もしあわせに育ち合う豊かな青い森の住民であり、子どもにとって大切な基本的権利が尊重され、子どもが安心して生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるようその取組みについて定め、子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

2. ことばの意味

この条例で、次に掲げることばの意味は、それぞれ定めたとおりとします。

子ども：市内に住んだり、学んだり、働いたりする 18 歳未満の人をいいます。

保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

育ち学ぶ施設：市内にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

3. 基本的な考え方

子どもの権利が尊重され、子どもと大人がともに育ちあう、子どもにやさしいまちの実現は、次の基本的な考え方に従って進めます。

子どものしあわせを第一に考えること。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの成長・発達に配慮した支援がなされること。

子どもと大人の信頼関係を基として、地域全体で取り組まれること。

4. 大人の役割

大人は、前条の基本的な考え方に基づき、生活のあらゆる場において、子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるよう必要な支援を行わなければなりません。

保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの年齢や成長・発達に応じた支援や指導を行い、子どもの権利の尊重に努めなければなりません。

育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくことがあたりまえにできるよう大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利の尊重に努めなければなりません。

地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに成長・発達していくための大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

第 2 章 子どもにとって大切な権利

1. 安心して生きる権利

子どもには、次のように、安心して生まれ、生きる権利があります。

命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 (条約6条)(憲法9、25条)

愛情を持ってはぐくまれること。 (条約7～10、18条)

食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。(条約24条、31条)(憲法25条)

いじめ、虐待、体罰、有害な環境などから、心や体が守られること。(条約17、19、37条)

性別、国籍、障がい、出生などを理由に、いかなる差別も受けないこと。

(条約2条)(憲法14条)

気軽に相談し適切な支援や救済を受けること。 (条約19条)

2. 自分らしく生きる権利

子どもには、次のように、自分らしく生きる権利があります。

自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(条約2条)(憲法13、14条)

自分自身の夢や希望をもちチャレンジすること。 (条約29条)

知られたくないこと、プライバシー、名誉が守られること。 (条約16条)

自分にとって大事なことを、年齢や成長・発達に応じて自分で決めること。(条約12条)

自分らしく過ごすことができる時間や場所をもつこと。 (条約2条)

3. 豊かで健やかに育つ権利

子どもには、次のように、豊かで健やかに育つ権利があります。

学び、遊ぶこと。 (条約28条、31条)

芸術やスポーツに触れ親しむこと。 (条約31条)

青森の文化や歴史・伝統、自然に触れ、理解を深めること。 (条約29条)

まちがったり失敗したりしたときは、適切な助言や支援を受けること。 (条約29条)

4. 意見を表明し参加する権利

子どもには、次のように、自分の意見を表明し参加する権利があります。

自分が思ったこと、感じたことを表現すること。 (条約12、13条)

家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明する機会が与えられること。

(条約12、13条)

特に自分に不利な決定が行われる場合には、自分の立場をきいてもらえること。

(条約12条)

表明した意見に対し、年齢や成長・発達に応じてふさわしい配慮がなされること。

(条約12条)

地域の行事や公的施設の運営に参加すること。 (条約12条)

仲間やサークルをつくって活動すること。 (条約15条)

5. 互いの権利の尊重

子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。

(条約13条、15条)

第 3 章 子どもにやさしいまちづくりの進め方

1. 権利の周知と学習支援

市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について正しく学び理解するよう必要な支援に努めるものとします。

毎年 5 月 22 日を「あおり子どもの権利の日」とし、市はこの日にちなみ子どもの権利について市民の関心を高め、普及するための事業を行うものとします。

市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について正しく学び、互いを尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2. 保護者への支援

市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

市は、特別な支援が必要な家庭や特別なニーズがある家庭に対し、安心して子育てができるよう支援に努めます。

3. 育ちの支援

市は、子どもが多様で豊かな体験をしたり、交流する場や機会の提供に努めることで、豊かな自己を育むことを支援します。

市は、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、子どもの気持ちや考えを表明できる機会や相談の場の充実を図ります。

市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

4. 虐待等の取組み

市は、虐待や体罰、いじめの早期発見に取組むとともに、救済の支援や、予防への必要な取組みを実施します。

市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないように、必要な取組みや支援を行います。

5. 子どもの権利保障の検証

市は、子どもの人権を保障し、子どもにやさしいまちづくりを実現するため、青森市子ども総合計画を定めます。

子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行います。

子どもの権利保障の検証を実施するに当たっては、子ども委員会議と意見交換します。

【確認事項及び今後の検討課題】

- ・ の「青森市子ども総合計画」は次世代育成支援対策推進法にいう市町村行動計画のことである。
- ・ の実施に当たっては、児童福祉専門分科会に「その他の部会」を設置することで実施する。「その他の部会」の構成メンバー、人数等は検討が必要である。
- ・ の組織体制については、青森市健康福祉審議会規則で定める必要がある。

6. 子ども委員会議

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として「青森市子ども委員会議」(以下「子ども委員会議」)を設け、前条の青森市子ども総合計画を始め、特に子ども関わる事項を検討する際には、子ども委員会議で子どもの意見を適切に聴くよう努めるものとします。

子ども委員会議の構成および役割は別に定めます。

【確認事項及び今後の検討課題】

- ・ 子ども委員会議の設置について条例に規定するが、地方自治法上の附属機関としては位置付けない。
- ・ については、要綱、要領等で定める必要がある。

第4章 子どもを守るための仕組み

子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、子どもの権利擁護委員会を設置することを規定します。

1. 相談及び救済

市は、子どもの権利擁護委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

2. 子どもの権利擁護委員会の設置など

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

委員会の委員は、3人とします。

委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます。

委員は、任期を2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。但し、再任されることができません。

委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれませんが、但し、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

3. 委員会の仕事

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

勧告や要請を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

委員会は、次のとおりの方法で調査をすることができます。

- ・関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、または実地に調査すること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- ・仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- ・申立人などの人権について十分に気を配ること。
- ・取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

4．申立てができること

救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。但し、次のことは、申立てをすることができません。

裁判所で係争中のこと又はその判決などのあったこと。

不服申立中のこと又はその採決などのあったこと。

市議会などに請願、陳情などを行っていること。

委員会の活動に関すること。

5．委員会への協力

市の機関は、委員会の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、委員会の仕事に協力するよう努めなければなりません。

6．勧告や要請への対応

市の機関は、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告しなければなりません。

市の機関以外のものは、委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員会に報告するよう努めなければなりません。

7．勧告や要請などの内容の公表

委員会は、必要と認めるときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

委員会は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

8．委員会に関する広報など

市は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員会への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

9 . 相談員

委員会の職務の遂行を補佐するため、相談員を置きます。

相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます。

【確認事項及び今後の検討課題】

・独任制の機関ではなく合議制の機関として、子どもの権利擁護委員会を設置する。